

扶養認定にかかる

自営業者の取り扱いについて

自営業者（個人事業主・フリーランス）とは、経済的に自立した存在であり、他の者からではなく、『自己の責任と権限のもとで収入を得ることを自ら選択した方』ですので、社会保険の制度上、基本にご自身で国民健康保険に加入しなければなりません。

自らの意思で事業のリスクをとり利益拡大することを目的とすることが自営業者であるので、生活していくうえで最も身近で重要な自分自身の健康保険を自ら掛けることができないということは、社会的通念からみて不合理であると考えられます。

このため、家計補助的な小規模な事業と認められる場合を除き、原則、扶養認定の対象となりません。

事業内容が利益を追求するというより、家督を相続し細々と営んでいる、あるいは極めて零細な規模の事業を営んでいる等の理由により、国民健康保険に加入することが困難で、被扶養者としての認定を希望される場合は、以下の【**自営業者の収入の取り扱いについて**】を必ずご確認ください。

【自営業者の収入の取り扱いについて】

- 健康保険における自営業者の年間収入とは、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の「収入金額」から「**直接的経費(※)**」を引いた金額のことをいいます。

※**直接的経費**とは、「その費用なしには事業が成り立たない経費」をいいます。具体的には、ピアノ教室のテキスト代や、アクセサリショップの材料費等です。

※**間接的経費**とは、「その費用が事業収入に直結しているとは認め難い経費」をいいます。具体的には、店舗にかかる火災保険料や、ホームページ制作費、ユニフォーム代等です。この間接的経費に該当するものは、健康保険では経費として認められません。

- 税法上の経費とは全く異なる取り扱いとなります。
- 「直接的経費」を、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の科目別に定めています。(以下「一覧」を参照)

【認められる(直接的)経費・認められない(間接的)経費の一覧】

科目	可否	備考
給料賃金	★	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため、 この経費が計上されている場合は収入額を問わず被扶養者として認定できません。 (健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません。)
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
旅費交通費	○	
通信費	△	用途(事業／自宅)が明確に区分されている場合のみ認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途(事業／自宅)が混在している場合は認めません。ただし、その内訳を書類(※)添付の上申し、明確に用途が区分されている場合に限り、個別に判断させていただきます。※領収証等(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限り。レシートは認められません。)
福利厚生費	×	
雑費	×	

注1: 税法上の控除(青色申告特別控除等)や減価償却費など、現金支出が伴わないものは経費として認められません。

注2: 農業収入についても上記に準じた取り扱いとします。

注3: 確定申告書および収支内訳書(または損益計算書)の控えは大切に保管して下さい。経費が明確でない場合は総収入で判断します。

注4: 上記一覧以外の経費等は実情に応じて判断します。